

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 22-2 |
|-----------------------------|--|-------|------|------|
| 許認可等の種類 | 家畜人工授精師の免許 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項 | | | |
| 許認可等の概要 | 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>1 農林水産大臣の指定する者又は都道府県知事が家畜の種類別に行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の過程を終了してその終業試験に合格した者。</p> <p>2 成年被後見人又は被保佐人でない者。</p> <p>ただし、以下の項目に該当する者は除く。</p> <p>1 麻薬又は大麻の中毒者。</p> <p>2 家畜伝染病予防法、種畜法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に反し、罰金以上の刑に処された者。</p> <p>3 家畜改良増殖法又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者。</p> <p>4 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。</p> <p>5 上肢の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たって必要な技能を十分に発揮することができない者。</p> <p>(4及び5については、当該者が利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮した上で、免許を与えるかどうか判断する)</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | 家畜改良増殖法第17条、家畜改良増殖法施行規則第26条、同規則第26条の2、同規則第26条の3 | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 14日 | | | |
| 期間の制定根拠 | 申請に対する審査に要する日数 | | | |